

介護保険情報コーナー

②居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業

事業内容	利用できる方	対象となる居宅サービス
<p>中・重度（要介護2の一部と要介護3以上）の認定を受けている方が、居宅サービスの支給限度基準額（注1）を超えてサービスを利用しなければ日常生活が困難な場合に、支給限度基準額を拡大（表2）し、拡大した部分にかかる費用の9割を支給するものです。（残りの1割は自己負担となります。）</p>	<p>要介護3以上の認定を受けている方または、要介護2の認定を受けている方のうち、認知症により頻回のサービスを必要とする方で、次の要件のいずれかに該当する方。</p> <p>ア 認知症の方で、支給限度基準額を超えなければ、必要な回数の居宅サービスの利用ができない方。</p> <p>イ 寝たきりなどの方で、支給限度基準額を超えなければ、必要な回数の居宅サービスの利用ができない方。</p> <p>ウ ア・イに該当する方のほか、本人や家族等のやむを得ない理由により、支給限度基準額を超えなければ必要な回数の居宅サービスの利用ができない方。</p>	<p>①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤通所介護（一般型及び認知症対応型） ⑥通所リハビリテーション ⑦短期入所生活介護 ⑧短期入所療養介護 ⑨福祉用具貸与</p>

（注1）支給限度基準額とは、介護度ごとに利用できる（保険給付の対象となる）1ヶ月あたりの居宅サービス費用の上限額です。上限額を超える居宅サービスの利用については、全額自己負担になります。

居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業の対象となる居宅サービスの自己負担額（月額）

※通常の支給限度基準額に対し、それぞれの介護度によって拡大された支給限度基準額の差額の1割が自己負担となります。

（表2）

介護度区分	通常の支給限度額を超えた部分の自己負担限度額	拡大事業を利用した場合の支給限度基準額	通常の支給限度基準額
要介護2	5,844円	253,240円 （基準額を1.3倍に拡大）	194,800円
要介護3	8,025円	347,750円 （基準額を1.3倍に拡大）	267,500円
要介護4	9,180円	397,800円 （基準額を1.3倍に拡大）	306,000円
要介護5	14,332円	501,620円 （基準額を1.4倍に拡大）	358,300円

いずれの事業とも申請された内容を審査し、雲南広域連合長が認めた場合に限り、支給の対象となります。

—お問合せ—

雲南広域連合介護保険課管理給付係（電話0854-45-5803）または各市町介護保険担当窓口 まで

活用しましょう! 介護保険サービス

市町村特別給付

今月からさまざまな介護保険サービスについて詳しく紹介していきます。今回は「市町村特別給付」についてです。

市町村特別給付とは?

要介護認定を受けている方の居宅での生活を支援するために、雲南広域連合が独自で行っている給付制度で以下の二つがあります。

- ①外泊体験サービス事業
- ②居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業

内容は?

事業の内容や利用できる方については次のとおりとなっています。



①外泊体験サービス事業

事業内容	利用できる方	対象となる居宅サービス
<p>介護保険施設などに入所（入院）されている方が、在宅復帰を目的に外泊（1泊2日以上で年間6日間を限度）される場合に、外泊期間中に利用した居宅サービスにかかる費用の9割を支給するものです。（残りの1割は自己負担となります。） 介護度ごとの自己負担額は（表1）のとおりです。</p>	<p>病院・診療所に入院または、介護保険施設に入所している、要介護1以上の認定を受けている方</p>	<p>①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④通所介護 （認知症対応型通所介護） ⑤通所リハビリテーション ⑥福祉用具貸与 ⑦居宅介護支援</p>

外泊体験サービス事業の1回あたりの自己負担額（表の利用限度額内であれば、その1割が自己負担となります。）

（表1）

介護度区分	右の利用限度額いっぱい使った場合の自己負担額（1回あたり）	利用限度額
要介護1	3,316円	33,160円
要介護2	3,896円	38,960円
要介護3	5,350円	53,500円
要介護4	6,120円	61,200円
要介護5	7,166円	71,660円

※通常、外泊期間中に利用された居宅サービス費については介護保険給付対象外となります。

